

東京都共同募金会

赤い羽根共同募金

地域配分（B配分）募集要綱

《令和6年度申請・7年度使用分》



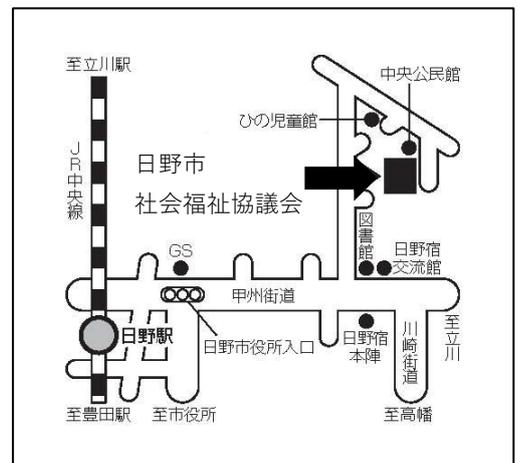
社会福祉法人 東京都共同募金会  
日野地区配分推せん委員会

〒191-0011 日野市日野本町 7-5-23

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会内

TEL 042-582-2319 FAX 042-583-9205

URL <http://www.hinosuke.org>



## 1 目的

日野市で集まった赤い羽根共同募金の約 70%を日野市内の社会福祉施設等に配分し、地域福祉の向上、利用者支援のため有効に活用することを目的としています。

## 2 対象団体

日野市内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業を行う下記の民間社会福祉施設（原則として、申請時点において事業開始から1年を経過していること。）

- 1) 児童厚生施設（児童館）
- 2) 保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- 3) 障がい児・者の就労及び地域生活支援事業をおこなう施設・団体
- 4) 社会福祉関係通知等による施設（介護保険施設等）
- 5) その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、日野地区配分推せん委員会において認められたもの）

**対象外** 会社法人が経営する施設、学校法人が運営する施設

## 3 対象事業

- 1) 備品整備事業（原則5年以上の使用が見込まれるもの/消耗品は除く。）
  - ① 利用者が日常的に使用するもの（電化製品、家具・備品、遊具等）
  - ② 利用者の就業・生活訓練、授産作業等で使用するもの（機器、作業台等）
  - ③ 利用者等が使用する防災・災害対策用備品（日常活動での使用も見込まれるもの）
  - ④ 日野地区配分推せん委員会で認めたもの
- 2) 小規模修繕事業  
申請施設の建物や備品等の小規模な修理や改修（トイレ、風呂場等の改修・修理等）  
※貸主責任で整備するものは対象外
- 3) 利用者の生活向上に資する事業  
※申請事業名は下記を参照の上、事業の福祉的意義を明示するよう配慮ください。  
宿泊訓練、日帰り研修、スポーツ・文化活動、防災研修等

**対象外**

- ・共同募金の配分金によるものを明確に表示できないもの
  - ・配分金決定前に着手している事業
  - ・施設、団体維持に係る運営経費（人件費、家賃、光熱水費等）
  - ・施設、団体の責任で設置する設備、事業の実施等（防犯設備、職員対象の研修会等）
  - ・主に事務管理的な用途で使用するもの（職員のみが使用するパソコンの購入等）
  - ・備品購入の際の間接的経費（処分費、リサイクル費、送料等）
- ※「申請事業費」は、見積もりから間接的経費を除いた額

- ・政治、宗教等に利用されている傾向がある事業、または営利のために行っているとみなされる事業
- ・国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- ・公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業

#### 4 配分予定額

120万円

※申請額が配分予定額を下回った場合、2次募集を行う予定です。

#### 5 申請額

- 1) 1施設・団体あたり上限30万円（万円未満切捨て）
- 2) 総事業費の75%以内
- 3) 配分金は前年度の募金実績額及び今年度の申請状況により、配分可否・配分額が決まります。申請額が配分額とはなりません。

#### 6 申請手続き・申請受付期間（10/1～10/31 ※消印有効。）

1) 申請書式

- ① 申請書1・2
- ② 事業計画書（利用者の生活向上に資する事業の申請のみ必須）

※上記の書類は、「日野市社会福祉協議会ホームページ」でダウンロードできます。

2) 添付書類

	備品整備事業	小規模修繕事業	利用者の生活向上に資する事業 (研修・訓練等)
事業計画書	×	×	○
見積書	○ 2社以上の見積書 (必須)	○ 2社以上の見積書 (可能な限り)	※ 事業実施に係る見積書がある場合は提出すること
その他		修繕が妥当であることが分かる写真	事業実施にかかる予算書

見積書 ※インターネットでの見積書も可。カタログは不可。

#### 7 申請方法

- 1) 申請書類2部（正本と副本）作成し提出してください。  
※副本は正本をコピー。ホチキスでとめないでください。
- 2) 原則郵送。来所される場合は事前にご連絡をお願いします。
- 3) 複数施設を経営する法人は、法人内で取りまとめの上、提出してください。

## 8 配分金の決定の可否について

- 1) 日野地区配分推せん委員会で協議の上、東京都共同募金会に推せんします。
- 2) 令和7年3月に開催(予定)の東京都共同募金会理事会・評議員会で配分金額の決定後、採否に関わらずご申請頂いた皆さまに、郵送をもって結果をお知らせします。採否に関する問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

## 9 配分金の交付について

令和7年6月に指定口座に送金(予定)

## 10 事業報告について

事業終了後、30日以内に使途報告書を提出してください。

## 11 個人情報の取扱いについて

ご提出いただいた書類に記入された個人情報は、配分金の審査、交付手続き、配分に係る通知・連絡等にのみ使用いたします。了承を得ることなく第三者への提供はいたしません。

## 12 注意事項

- ① 地域配分(B配分)は、翌年度に実施する事業に対する申請となります。
- ② 申請書は、不備や不足のないようにし2部(正本・副本)をご提出ください。複数施設を運営する法人で、複数の施設から申請を行う場合は法人内で取りまとめの上ご提出ください。
- ③ 日野市社会福祉協議会の他助成金(歳末たすけあい地域福祉活動助成・地域ささえあい助成)との併用はできません。
- ④ 配分が決定された後、翌年度の予算(または補正予算)に計上してください。  
※「共同募金配分金」は、「共同募金配分金」等の科目を設けるか、摘要欄に記載する等して、他の経費と区分できるようにしてください。
- ⑤ 申請後に、記載事項や事業内容等に変更が出た場合は必ずご連絡をお願いします。  
変更届を提出していただく場合があります。

